

今週の専門用語



みなし登録上場会社等監査人

改正公認会計士法により、登録上場会社等監査人として登録された場合でなければ上場会社の監査ができないが、登録には、品質管理体制などの要件が必要となるため、経過措置としてこれまで上場会社の監査を行っている場合にはみなし登録上場会社等監査人として上場会社の監査を行うことができた。ただし、現在は経過措置も終了しているため、日本公認会計士協会のHPに掲載されている5事務所等は、契約済の期の監査が終了すれば、改めて登録されない限り上場会社の監査を実施できない。



共同保有者の範囲

株式保有者との間で、共同して株式を取得したり、株主としての議決権を行使することに合意している者のこと（金商法27条の23第5項）。株主総会での議決権行使について話し合っただけでは共同保有者に該当しないが、話し合いで共同して議決権を行使することに合意した場合は、①金融商品取引業者、銀行等であること、②共同して重要提案行為等を行うことを目的としないこと、③個別の権利の行使ごとの合意であることの要件をすべて満たす場合を除き、共同保有者に該当する。



貸家建付地

土地の利用区分の1つである貸家建付地は、貸家の敷地として利用されている宅地で、その宅地の所有者が建物（貸家）を他人に貸し付けている場合のその敷地である宅地のことである。その相続税評価額は「自用地評価額－自用地評価額×借地権割合×借家権割合×賃貸割合」の算式により評価される（評価通達26）。貸宅地とは宅地の所有者という点では共通点があるものの、貸宅地は宅地所有者がその敷地を他人に貸し付けるもので、敷地上の建物の所有者が他人であるという点に相違点がある。

編集室

◆資産税調査に係る調査事務量の最大限の確保と追徴税額の最大化を図るため、国税当局は、確定申告期間前までの実地調査の継続と確定申告期後の調査の早期立上げを実施している（切れ目ない調査の実施）。◆大阪局の令和7年1月（単月）及び3月（単月）の調査等事務量割合は、ともに令和5事務年度実績と令和6年事務年度計画を上回ったもようだ。ただ令和7年3月における相続税・土地等譲渡所得の実地調査に係る事前通知は132件（前年123件）と前年並みであり、取組状況は各署で区々だという。◆同局は令和7事務年度も引き続き追徴税額の最大化に向け切れ目ない調査の実施に取り組む方針だ。（TN）

週刊T&A master 第1082号

2025年7月14日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 ta@lotus21.co.jp にお願います。